

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	障害者の補装具支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三股町は、障害者の補装具支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮崎県三股町

公表日

平成28年3月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の補装具支給に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に則り受給者の管理、負担上限額の判定、住民への通知、補装具の照会業務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②自己負担額上限の設定に必要な各種情報の照会 ③転入前の補装具受給情報照会
③システムの名称	総合福祉システム、障害者福祉サービス支給管理システム、共通宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
補装具台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の第84項、並びに内閣府・総務省令(平成26年9月10日第5号)第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(1)情報提供の根拠(別表第二における情報提供の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない (2)情報照会の根拠(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第108、109項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長	福祉課長 岩松 健一
6. 他の評価実施機関	
別表	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三股町福祉課 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1 電話:0986-52-9061
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三股町福祉課 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1 電話:0986-52-9061

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

